

令和6年度

保育園のご案内



飯綱町教育委員会 こども保育係

〒389-1293

飯綱町大字牟礼 2795 番地 1

TEL : 026-253-4769 (直通)

e-mail : hoiku@town.iizuna.nagano.jp

開庁時間 : 8時30分~17時15分

(月曜日~金曜日 (祝日、年末年始を除く))



飯綱町 PR キャラクター
「みつどん」

教育・保育施設とは

- 【幼稚園】 小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校
- 【認定こども園】 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設
- 【保育所（園）】 就労などのため、家庭で保育することができない保護者に代わって保育をする児童福祉施設
- 【地域型保育事業】 保育所より少人数の単位で、0～2歳の子どもを保育する事業
 ・小規模保育・事業所内保育・家庭的保育・居宅訪問型保育

令和6年度クラス年齢表

クラス	生 年 月 日
0歳児	令和5年（2023年）4月2日 ～
1歳児	令和4年（2022年）4月2日 ～ 令和5年（2023年）4月1日
2歳児	令和3年（2021年）4月2日 ～ 令和4年（2022年）4月1日
3歳児（年少）	令和2年（2020年）4月2日 ～ 令和3年（2021年）4月1日
4歳児（年中）	平成31年（2019年）4月2日 ～ 令和2年（2020年）4月1日
5歳児（年長）	平成30年（2018年）4月2日 ～ 平成31年（2019年）4月1日

- 令和6年4月1日時点の年齢でクラスが決まります。
- 年度途中で誕生日を迎えてもクラス年齢は変わりません。

教育・保育給付認定について

保育所（園）や幼稚園（新制度移行済みの園）等の利用を希望する場合は、町に申請を行い、教育・保育給付認定を受ける必要があります。認定の申請は各施設への申込みと同時に行うことができます。

保育所（園）を利用するためには2号または3号認定を受ける必要があります。

【認定の区分】

保護者の就労などによる保育の必要性と、子どもの年齢に応じて、3つに区分されます。

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定 （教育標準時間認定）	満3歳以上で、教育を希望する子ども （2号認定を除く）	幼稚園※ 認定こども園 （幼稚園部分）
2号認定（保育認定）	満3歳以上で、保護者の就労等により 保育を必要とする子ども	保育所（園） 認定こども園
3号認定（保育認定）	満3歳未満で、保護者の就労等により 保育を必要とする子ども	保育所（園） 認定こども園 地域型保育

※新制度に移行している幼稚園が対象です。（移行しているかどうかは施設におたずねください）。

【保育を必要とする事由】

2号認定・3号認定を受けるためには、保護者及び同居する60歳未満の方が、次のいずれかに該当することが必要です。

事由	適用条件
就労	月64時間以上の就労を常態としていること ※農業の場合は上記に加え、耕作面積が30a以上、または耕作面積10a以上のハウス栽培に従事していること
妊娠、出産	妊娠中であるか又は出産後間がないこと (出産(予定)月とその前後2か月以内)
保護者の疾病、障害	病気、負傷、心身に障害を有していること
同居または長期入院等している親族の介護・看護	疾病又は心身に障がいをもつ同居親族等があり、保護者等が常時介護又は看護にあっている場合
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
求職活動(起業準備を含む)	求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。 <u>保育実施期間は最長3か月以内。</u>
就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)	1か月あたり64時間以上の就学していること(職業訓練校等における職業訓練を含む)
虐待やDVのおそれがあること	教育委員会こども保育係ご相談ください。
育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	
その他、上記に類する状態として町長が認める理由	

【保育の必要量・保育時間】

2号・3号認定は、保育を必要とする事由や家庭の状況等に応じ、施設を利用できる時間が保育標準時間と保育短時間の2つに区分されます。

(例) 保育標準時間 7:30~18:30、保育短時間 8:30~16:30 施設開所時間 7:00~19:00

保育の必要量の区分	保育時間
保育標準時間 1日11時間まで利用可能 (就労の場合、月120時間以上の勤務)	<p>7:00 7:30 18:30 19:00</p> <p>延長保育 ← 7:30~18:30 (最大11時間利用可能) → 延長保育</p>
保育短時間 1日8時間まで利用可能 (就労の場合、月64時間以上の勤務)	<p>7:00 8:30 16:30 19:00</p> <p>延長保育 ← 8:30~16:30 (最大8時間利用可能) → 延長保育</p>

※保育時間は、認定された保育の必要量の範囲で保護者の就労時間、通勤時間やお子様の状況等を踏まえて決まります。保育の必要量は、最長で保育園等を利用することができる時間であり、そのままお子様の保育時間となるわけではありません。

新規入園・継続入園申込みの手続きと流れ

◆ 令和6年度新規入園

入園説明会

町内保育園入園に関する説明会を行います。

日時：令和5年10月24日（火） 午前10時～

会場：飯綱町子育て支援センター（町民会館横）

入園申込み

必要書類（6ページ参考）を揃え、下記申込受付期間中に提出してください。

申込受付期間：令和5年10月30日（月）～11月24日（金）

提出先：飯綱町教育委員会子ども保育係（飯綱町役場内）

※ 郵送の場合は受付締切日必着

調 査

提出された書類の記載内容等について、担当係にて調査を行います。書類内容に不明な点があった場合、勤務先や保護者に対して電話等の問い合わせを行う場合があります。

入 園 決 定

入園に関する下記の書類を発送します。

- ・ 認定通知書
- ・ 保育利用決定通知書

※ 令和6年1月下旬を予定しています。

【申込期間・提出書類確認】

提出先：**教育委員会子ども保育係**

区分	申込期間	提出書類 (提出の際に必ず確認をしてください)
4月から入園	令和5年10月30日（月） ～ 令和5年11月24日（金）	<input type="checkbox"/> 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書 兼 保育園等入園申込書
年度途中の入園 (入園希望月が決まっている場合)	令和5年10月30日（月） ～ 令和5年11月24日（金） ※育児休業明けで年度途中に復職する場合等	<input type="checkbox"/> 保育を必要とする事由を証明する書類（P5参照）
5月以降の入園	入園希望月の前月10日まで	<input type="checkbox"/> 飯綱町税等口座振替依頼書兼解約届出書 (兄弟の入園等で既に口座登録している方は不要)

◆ 継続入園

現在、入園している保育園に次年度も継続して入園を希望する場合や、町内の他の保育園に入園希望する場合には以下の書類を提出してください。

【申込期間・提出書類確認】

提出先：**現在入園している保育園**

申込期間	提出書類 (提出の際に必ず確認をしてください)
令和5年10月30日(月) ~ 令和5年11月24日(金)	<input type="checkbox"/> 施設型給付費・地域型保育給付費等 現況届 兼 保育園等継続(変更)申込書 <input type="checkbox"/> 保育を必要とする事由を証明する書類(P5参照)

●申込注意事項

1. 就労証明書等は、提出日に3か月以内の証明日が明記されたものを提出してください。
2. 提出書類を確認の上、不備のないよう申込みをしてください。申込みの際、証明書類等が揃っていない場合は受付できません。申込書類すべてに、消せるボールペンや鉛筆、修正液等の使用はできません。
3. 申込み後に、家庭の状況等に変更があった場合には、速やかにご連絡ください。
4. 書類に虚偽の記載があった時には入園を取り消します。
5. 飯綱町にお住まいで勤務の都合等で町外の保育園をご希望の場合はこども保育係へご相談ください。

●入園にあたっての注意事項

- ・0歳児については、**6ヵ月経過した児童から入園することができます。**
- ・入園年齢は、入園年度の4月1日現在の年齢となります。
- ・**地区による保育園の指定はありません。**どの保育園でも選択できます。
- ・「同年齢の友だちと遊ばせたい」
「集団生活に慣れさせるため」
「下の子どもの育児に手がかかるため」等の理由では入園できません。
- ・入園後、保育を必要とする要件に該当しなくなった場合は退園していただきます。

※入園の決定は、入園申込書、就労証明書等に基づいて、保育の必要性の高い児童から行います。入園希望者が定員を超えている場合は、入園調整を行うこととなりますのでご承知おきください。

【保育を必要とする事由ごとの必要書類】

事由	必要書類
就労	<p>就労証明書（証明日が申込日から3か月以内のもの）</p> <p>※個人事業主などで就労者本人しか記入担当者になり得ない場合を除き、勤務先のご担当者様に作成を依頼してください。</p> <p>※ <u>以下の方は就労証明書以外に下記の書類等が必要</u></p> <p>○自営業（個人事業主）の方、農業経営者の方、法人経営者の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新年分の確定申告書の写しまたは源泉徴収票 <p>〈開業して間もないため確定申告をしていない方は、開業届の写し等、事業の実態がわかるもの及び直近の収入がわかる書類〉</p> <p>○専従者の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青色事業者専従者給与に関する届出書の写しまたは確定申告書等の専従者となっていることが証明できる書類 <p>○親族経営の会社等にお勤めの方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・源泉徴収票、確定申告書、賃金台帳、労災保険、雇用保険被保険者証等の公的に雇用を証明できるいずれかの写し 等
妊娠、出産	母子健康手帳のコピー（表紙と出産予定日が分かる部分）
保護者の疾病、障害	<p>次のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診断書（町様式） ・障害者手帳のコピー（身体障害者手帳（3級以上）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）
同居または長期入院等している親族の介護・看護	<ul style="list-style-type: none"> ・介護・看護状況申告書 <p>及び次のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診断書・障害者手帳のコピー・介護保険被保険者証のコピー
災害復旧	り災証明書
求職活動（起業準備を含む）	求職活動・起業準備状況申立書
就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラムなど（日数及び時間などが分かるもの）及び次のいずれかの写し ・在学証明書・公共職業安定所発行の指示書等
その他、保育を必要とする理由	事情により異なりますので、教育委員会こども保育係へお問い合わせください。

※必要に応じ、別途書類の提出をしていただくことがありますのでご了承ください。

令和5年1月1日または令和6年1月1日時点で飯綱町に住民登録のない方	入園希望開始月に応じた年度の課税（非課税）証明書等（1月1日現在の住民登録地とることができます）
------------------------------------	--

保育料について

1. 幼児教育・保育の無償化制度について

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がはじまりました。幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳児クラスの子どもたちの利用料が無償化となりました。

- (1) 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注) 幼稚園、認定こども園（教育部分）については、満3歳から無償化の対象となります。
- (2) 0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。
- (3) 新制度に移行していない幼稚園については、月額上限2.57万円まで無償化となります。
- (4) 保護者から実費で徴収する費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）については、無償化の対象とはなりません。ただし、飯綱町では町内の年少以上の子ども**の副食（おかず・おやつ等）の費用は町で負担**しています。

2. 保育料算定について

- (1) 町の基準により決定した金額となります。
- (2) 保育料は保護者の市町村民税所得割課税額、保育の必要量などにより算定します。
- (3) 保育料を算定する際の市町村民税額は、税額控除（住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除等）の適用を受ける前の額により算定します。
- (4) 一般的には、児童の父母の課税合算額により保育料を算定しますが、父母の収入では家計を維持することが困難とみなされるときは、父母以外（祖父母等）の扶養義務者の課税額を合算します。なお、税法上、父母以外の者が対象児童を扶養控除としている場合も同様となります。

3. 保育料の切り替えの時期について

保育料は毎年9月に切り替えを行います。令和6年4月から8月分の保育料は令和5年度の市町村民税額を基に算定し、令和6年9月から令和7年3月分は令和6年度の市町村民税額を基に算定します。そのため、9月分から金額が変更になる場合があります。

4月 5月 6月 7月 8月 **9月** 10月 11月 12月 1月 2月 3月

令和5年度の市町村民税額に基づき算定

令和6年度の市町村民税額に基づき算定

4. 未申告者について

保育料算定の際、税額判定の対象者となっている方が、未申告（住民税等の申告書を提出していない）で市町村民税が確定していない場合は、下記の方法で保育料を暫定的に算定し徴収するようになります。

- (1) 直近の年度において、既に確定している課税額により保育料を算定する。
- (2) 直近の年度における課税額が不明である場合については、現時点において把握できる課税額に基づき保育料を判定し、更に階層区分を2段階繰り上げた保育料を徴収する。

◆ 申告等をされていない方がいましたら、速やかに役場税務会計課にご相談ください。

5. 令和6年度保育料基準額表【3号認定】

保育園・認定こども園（保育園部分）

（月額 単位：円）

階層 区分	区分内訳		3歳未満児	
			保育標準時間	保育短時間
A	生活保護等世帯		0	0
B	市町村民税非課税世帯		0	0
C1	市町村民税均等 割のみ課税また は所得割課税額 48,600円未満	母子・父子又は障害者等世帯	6,900	6,900
C2		その他の世帯のうち均等割のみ 課税世帯	7,800	7,800
C3		C1,C2以外の世帯	8,800	8,800
D1-1	市町村民税所得割課税額 48,600円以上 57,700円未満		13,200	12,900
D1-2	市町村民税所得割課税額 57,700円以上 64,800円未満		13,200	12,900
D2-1	市町村民税所得割課税額 64,800円以上 77,101円未満		15,700	15,400
D2-2	市町村民税所得割課税額 77,101円以上 80,900円未満		18,200	17,800
D3	市町村民税所得割課税額 80,900円以上 97,000円未満		23,200	22,800
D4	市町村民税所得割課税額 97,000円以上 121,000円未満		28,300	27,800
D5	市町村民税所得割課税額 121,000円以上 145,000円未満		33,400	32,800
D6	市町村民税所得割課税額 145,000円以上 169,000円未満		38,700	38,000
D7	市町村民税所得割課税額 169,000円以上 213,000円未満		43,300	42,500
D8	市町村民税所得割課税額 213,000円以上 257,000円未満		47,900	47,000
D9	市町村民税所得割課税額 257,000円以上 301,000円未満		52,500	51,600
D10	市町村民税所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満		53,600	52,600
D11	市町村民税所得割課税額 397,000円以上		56,300	55,300

(1) 均等割・所得割

保育料基準額表における「均等割」及び「所得割」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する均等割及び所得割（同法第 328 条の規定によって課するものを除く。この所得割を計算する場合には、同法第 314 条の 7、第 314 条の 8 及び第 314 条の 9 並びに同法附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項、第 5 条の 4 の 2 第 6 項、第 5 条の 5 第 2 項及び第 45 条の規定は適用しないものとする。）の額をいう。なお、同法第 323 条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額から控除して得た額を所得割の額とする。

(2) 母子・父子又は障害者等世帯

保育料基準額表の C 1 階層における「母子・父子又は障害者等世帯」とは、次に掲げる世帯をいいます。

● 母子・父子世帯

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養している者の世帯及び同条第 2 項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養している者の世帯

● 在宅障害児(者)のいる世帯

次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

- (ア) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
- (イ) 療育手帳交付要綱（昭和 50 年長野県告示第 192 号）に定める療育手帳の交付を受けた者
- (ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (エ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に定める障害基礎年金等の受給者

(3) 第 2 子以上の児童入園に伴う保育料

生計を一つにしている世帯から 2 人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は地域型保育事業若しくは児童デイサービスを利用している場合において、次表により計算して得た額をその児童の利用者負担額とします。ただし、当該額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

児童区分	徴収金額
最も年齢が高い（徴収基準額が低い）児童 （同年齢で 2 人以上の場合は、そのうち 1 人とする）	徴収基準額
次に年齢が高い（徴収基準額が低い）児童 （同年齢で 2 人以上の場合は、そのうち 1 人とする）	徴収基準額の 1 / 2
上記以外の児童	無料

(4) 低所得世帯等の保育料（平成29年度から拡充）

次の世帯において、階層区分が下記に該当する場合、兄・姉等の年齢に関わらず、生計を一つにしている子ども等のうち最も年長の子ども等から順にカウントし、次表により計算して得た額をその児童の利用者負担額とします。

区分	階層区分	半額	無料
ふたり親世帯	C1～D1-1	第2子	第3子以降
母子・父子・障害等世帯	C1～D2-1	第1子	第2子以降

(5) 多子世帯の第3子以降に対する減免措置

生計を一つにしている世帯に、各年度の初日の前日において扶養している子が3人以上いる場合において、そのうち第3子以降の入所児童については保育料の3割が軽減となります。なお、(3)に該当する者は表により計算して得た額の3割を軽減となります。ただし、3割に当たる額が6,000円に満たないときは6,000円を軽減し、軽減後の額に10円未満の端数があるときは切り捨てた金額となります。

(6) 徴収基準額表の年齢区分

入園している各年度の初日の年齢とし、その年度途中に限り変更はありません。

(7) 月の中途退園又は入園児童の保育料計算方法

区分	算式
中途退園児童の場合	$\text{徴収基準月額} \times \text{中途退園日前日までの開園日数} (\ast) \div 25 \text{日}$ <p>(例) D7階層 43,300円(標準時間) × 13日 ÷ 25日 = 22,516 → 22,510円(10円未満切り捨て)</p>
中途入園児童の場合	$\text{徴収基準月額} \times \text{中途入園日からの開園日数} (\ast) \div 25 \text{日}$ <p>(例) 令和5年10月16日から入園 D5階層 33,400円(標準時間) × 14日 ÷ 25日 = 18,704 → 18,700円(10円未満切り捨て)</p>

※ 開園日数が25日を超える場合は25日とする

6. 保育料の納入について

- 保育料は、口座振替で毎月納入をしていただきます。
- 延長保育料、一時保育料、園バス使用料については、実績確認後の翌月に納入していただきます。
- 口座振替は各月末日となります。(末日が祝祭日等の場合は、金融機関の翌営業日となります。) 毎月の口座引落日の前には、必ず残高の確認をお願いします。

町立保育園について

1. 名称・所在地等

施設名	所在地	定員	開所時間	受入年齢	一時的保育	電話番号
りんごっ子保育園	柳里 467 番地	60	7:00~19:00	6か月~	○	253-1201
南部保育園	豊野 1550 番地 1	90	7:00~19:00	6か月~	○	253-7153
さみずっ子保育園	普光寺 170 番地 4	90	7:00~19:00	6か月~	○	253-8800

2. 保育の休園日

保育園の休日は、日曜祝日、12月29日から翌年の1月3日までのほか、園長が町長の承認を得て定めた日とします。

3. 保育園の開園時間及び保育時間

保育園は午前7時から午後7時まで開園しています。保育を必要とするお子さんは、認定を受けた区分により、下記の時間を限度として保育を受けることができます。

このほか、保育を必要とするお子さんに対して、開所時間の範囲で延長保育を行っています。

区分	保育時間
保育標準時間	午前7時30分~午後6時30分
保育短時間	午前8時30分~午後4時30分

4. 自由登園保育日

下記期間は、自由当園（希望登園）として保育園を開園しています。

【自由登園日（希望登園）】

	期間	令和6年度 実施保育園
夏期	8月10日~17日（日曜日・祝日を除く）	調整中（3園いずれかで実施）
冬期	1月4日~7日（日曜日・祝日を除く）	調整中（3園いずれかで実施）
年度末	卒園式の翌日~3月31日（日曜日・祝日を除く）	各園で実施
土曜日	毎週（祝日を除く）	調整中（3園いずれかで実施）

【土曜日保育について】

土曜日保育は飯綱町に住所があり、保育園に入園している児童のうち、保護者の就労等やむを得ない理由で、家庭で保育ができない児童を預かります。

給食はありませんので、午後まで保育が必要な場合はお弁当を持参してください。

その他年齢に応じて必需品を持参していただきます。

あくまでも通常保育の延長になりますので、午後のみ等途中からの利用はできません。

5. 特別保育時間

【延長保育】

	保育時間	延長保育料
朝	午前7時00分～午前8時30分	無料
夕	午後4時30分～午後7時	午後6時30分まで 無料 午後6時30分～午後7時まで 月額1,000円 ※同月内に何回利用しても同額です

- (1) 保育標準時間認定の方が利用を希望する場合は、保育園で登降園時間の把握をするため、**年度当初**にお申込みください。また、年度途中で利用の仕方が変わる場合は保育園までご相談ください。
- (2) 保育短時間認定の方が利用を希望する場合は、**利用前月の15日まで**に申し込んでください。(申込用紙は園にあります)。なお、頻繁にご利用になる場合は、変更認定が必要となりますのでご相談ください。
- (3) 園児の送迎は保護者が行ってください。保護者以外の迎えの場合、必ず保育園に連絡してください。
- (4) 延長保育料は、利用月の翌月末に納入していただきます。

【一時的保育】

保護者の就労、職業訓練、疾病、災害、事故、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ(私的要件)、求職活動等の理由により、**週3日を限度**として一時的に保育が必要な子どもを預かります。

対 象	保育園、認定こども園、幼稚園等に入園していない就学前の児童 (生後6か月以上経過していること)
保 育 時 間	午前8時30分から午後4時30分(月曜日～金曜日) ※土曜日・日曜日・祝日・12/29～翌年1/3・自由登園日は実施しません。
利 用 方 法	利用にあたっては事前に申し込みが必要です。 ① 利用を希望する 保育園 へ電話でお問い合わせください。 ② 一時的保育利用申請書に必要事項を記入し、 <u>希望する月の前月までに</u> 直接利用を希望する施設へご提出ください。 ※緊急の場合は、ご相談ください。

● 一時的保育料徴収基準額表

区分	3歳未満児	3歳以上児	食事代	おやつ代
4時間まで	1,200円	600円	1食170円	1食60円
4時間超8時間まで	2,400円	1,200円		

【その他の保育等】

区分	対象
乳児保育（0歳児）	6ヶ月以上経過乳児
3歳未満児保育	3歳未満児童
障がい児保育	障がいのある児童
保育園開放事業（おひさま広場）	就学前児童のいる家庭 これから子育てをする家庭
地域活動事業	世代間交流等

6. 園バスについて

各保育園で定められた運行路の範囲内での利用となります

【園バス利用料（月額）】 対象児童：3歳児クラス以上

契約区分	月額利用料	申込み先
往復利用	2,000円	各保育園へ直接申込み
片道利用	1,000円	

認定こども園について

町内には私立の認定こども園があります。

施設名	所在地	定員	電話番号
認定こども園 大地	倉井 379 番地	1号 15名 2号・3号 10名	026-253-8902

※ 詳細につきましては、園へ直接お問い合わせください。

———— MEMO ————